

「資産押収に係る税関局規定」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

資産押収に係る税関局規定

資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に通知しなければならない犯罪行為についての税関局布告七八ノ二五四六号

仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第三条(七)に基づく根拠犯罪であるところの仏暦二四六九年税関法令の第二七条に基づく関税脱税に係る犯罪について、内閣法制委員会事務局は当該犯罪の法解釈により、仏暦二四六九年税関法令に基づく納税回避もしくは脱税に係る犯罪を含むとした。

当該犯罪のケースについての審査を効率、透明、公正をもってなすために、税関局は仏暦二四六九年税関法令の第三条の内容に基づく権限に依拠して、資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に通知しなければならない根拠犯罪に含まれる関税回避もしくは脱税行為の審査における原則及び方向性を以下のように布告する。

一、以下のようないずれかの状況もしくは行為を有する関税回避もしくは脱税の犯罪を、資産押収のために資金洗浄防止取締事務局に通知しなければならない犯罪であるとみなす。

一・一、国の経済、安全保障を徐々に破壊していく状態、及び社会もしくは民衆にとって危険な状態。すなわち犯罪行為の結果もしくは目的が国の経済または安全保障状況に影響を及ぼす、社会または民衆にとって危険である、国家全体に損害を与える状態。

一・一・一、国家全体に損害をもたらす国家経済を徐々に破壊する行為とは以下を意味する。

a、一〇〇万パーツ以上の関税を失わせる税関に対する輸入商品の価格を原価を下回る価格の提示、もしくは売買商品価格の実際の売買価格を下回る価格での提示。このとき脱税のため虚偽の提示を故意にしたことが明らかである。

b、一〇〇万パーツ以上の税額に影響する商品原産地の偽称。

c、国の名声に損害を及ぼす輸出入商品の種類、品質、標準の様態の偽称。

d、WTO、AFTA、FTAなどのような国際間の貿易上の合意による税特典を得るための不正。

一・一・二、国家安全保障に影響する、もしくは国際テロに係る形態における以下の商品の輸出入に係る不正を含めた国家安全保障にとって危険な商品。

a、武器、生物兵器、戦闘物資、爆発物、爆発物に利用される化学品など。

b、違法な麻薬、中毒物、もしくは麻薬製造に利用される原料。

c、国家、宗教、国王の衰退をもたらすその他の物。

一・一・三、以下の保健衛生または民衆の環境に損害をもたらす商品の輸出入を含む社会もしくは民衆にとって危険な商品。

a、劇薬

b、危険な化学品

c、汚染ごみ、放射性物質などのような危険物

d、国の公害及び自然環境にとって危険な物

一・二、係官の任務遂行に対する妨害行為。法律が定めた権限義務の範囲内で、及び嫌疑事由を提示して自分の身分を明らかにしての係官の誠実な任務遂行において、それが通常の任務もしくは特別な任務であっても、以下の行為は係官の任務遂行に対する妨害であるものとみなす。

一・二・一、係官、もしくは法律に基づき係官を支援しなければならない者と闘い、あるいは妨害し、係官の任務遂行をできなくさせる、または達成できなくさせる。

一・二・二、係官の任務遂行の障害になるように力もしくは武器を使って加害する、あるいは力、武器を使って加害すると脅迫する。

一・二・三、言葉または行為で脅す、力づくで係官に任務でない不当な遂行をさせる、あるいは任務に基づく遂行をさせない。

一・三、以下の行為により公務からの自己利益追求のために集団、群団の形態で、あるいは不当な権力を使って不正をなす。

- 一・三・一、係官に恐怖心を引き起こすために実力、権限、または力を使う。
- 一・三・二、国家権力及び公法に挑戦する行為。
- 一・四、以下の諸基準から優遇特典を得るための悪意を有していたと信じられる証拠がある、関税法及びその他の法律下に税関局の輸出振興基準からの利益を追求するための不当な、もしくは不正な税制上の優遇特典の利用。
 - 一・四・一、仏暦二四六九年関税法令第八条の二に基づく保税倉庫による優遇特典の利用。
 - 一・四・二、仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令に基づく輸出加工区による優遇特典の利用。
 - 一・四・三、仏暦二五二〇年投資奨励法令に基づく投資奨励による優遇特典の利用。
 - 一・四・四、仏暦二四六九年関税法令第一〇章の二に基づく免税区による優遇特典の利用。

二、公的部門が発見した違法行為が、先に掲げた内容以外の特殊な行為であると判断した場合、仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令に基づく違法行為の範疇にあると判断すれば、税関局はケースごとに審査する。

三、違法行為の審査プロセスと方法。

- 1、違法行為を発見した検査官は職位に基づく上司に報告する。
- 2、事務所、課もしくはそれと同等の部署の長はその公務機関の違法行為審査委員会に報告する。
- 3、その政府機関の長は関税局長に報告する。
- 4、関税局長は、関税局、最高検察庁、法務省、国税局、内閣法制委員会事務局、タイ国商業会議所、タイ国工業連盟の代表からなる違法行為精査委員会(カナカマカーン・クランクローン・ガーングラタムピット)に報告する。
- 5、違法行為が事実と判断すれば、事実関係の詳細をまとめ、証拠と共に資金洗浄防止取締事務局に送付し、同事務局は資産押収を審査する。
- 6、違法行為の審査において、関税局は違反行為被疑者に文面で事実関係を説明する機会を与える。委員会に口頭で説明する場合はこれを記録し、説明者に内容証明のために署名させる。ここにおいて審査のために被疑者は、通知を受けた日から七日以内に説明する。

仏暦二五四七年[西暦二〇〇四年]一月一日施行

仏暦二五四六年十一月二日布告

仏暦二五四六年・資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に通告しなければならない違法行為審査についての関税局規則

職位、公務上の義務、及び資産押収審査に付するため資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない仏暦二五四二年資金洗浄防止法令第三条(五)もしくは第三条(七)に基づく根拠となる犯罪行為に該当する租税回避または脱税に対する効率的で透明、公正な違反審査の原則及び方法を定めることを相当とし、

仏暦二四六九年関税法令第三条の内容に基づく権限に依拠し、関税局長は以下のように手続上の原則及び方法を定める。

第一項

本規則を「仏暦二五四六年・資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない違法行為審査についての関税局規則」と呼ぶ。

第二項

本規則は仏暦二五四七年[西暦二〇〇四年]一月一日から施行する。

第三項

以下の者を本規則に基づく犯罪行為に該当する行為の検査報告審査義務を有する者とする。
 公務上の地位、職務に対する違反行為を見つけた監督者
 税関局員の逮捕報告(三〇六書式)に基づく逮捕管理者
 いずれかの行為が仏暦二五四二年資金洗浄防止法令第三条(五)もしくは第三条(七)に基づく根拠となる犯罪行為に該当し、仏暦二五四六年一月二日付けの資金洗浄防止取締事務局に送致するための公務上の地位、義務に対する違反行為審査についての関税局命令第四六七/二五四六号、及び仏暦二五四六年一月二日付けの資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない違反行為の原則についての関税局命令第四六五/二五四六号に相応すると判断した場合、上位の監督者に報告する。

第四項

事務所、課もしくはそれと同様のレベルの公務機関の長が第三項に基づく報告審査をし、根拠となる犯罪行為に該当すると判断した場合、報告を受けた日から三業務日内にこれをまとめ、その公務機関の違反行為審査委員会に提出する。

第五項

各公務機関の違反行為審査委員会は一〇業務日以内に審査を終了する。期限内に終了しない場合は関税局に(延長を)審査してもらおう。

第六項

審査の結果、根拠となる犯罪行為に該当する行為であると判断した場合、本規則末尾のコーソーコー・ポーポー1書式により関税局に報告する。

第七項

その公務機関の違反行為審査委員会は違反行為被疑者に対し文面で説明する機会を与える。口頭での説明である場合、委員会はこれを記録し、被疑者に内容証明の署名をさせる。被疑者が説明しない場合は詳細をまとめ報告審査結果とともに関税局に提出する。

第八項

審査の結果、根拠となる犯罪行為に該当しないと判断した場合、本規則末尾のコーソーコー・ポーポー2書式により報告をまとめ、各月の七日までに関税局に通知する。

第九項

第八項に基づく根拠となる犯罪行為に該当しない行為の報告で、局長が増補する証拠を有し、根拠となる犯罪行為に該当すると証明できれば、関税局長はその公務機関の違反行為審査委員会に審査をやり直させる、もしくは関税局の違反行為精査委員会に送致し直接審査してもらうこともできる。

第一〇項

根拠となる犯罪行為に該当し、違反行為審査報告がある違反行為は、事件終結の合意をしてはならない。ただし局長から別段の命令があるときはその限りではない。

第一一項

相当の事由なく、本規則に基づき報告もしくは手続をなす義務を有する者が本規則で定めた通りに遂行しない場合、重大な規律違反であるとみなす。

第一二項

根拠となる犯罪行為に該当する違反行為の審査報告の審査において、関税局長もしくは代理人が違反行為精査委員会に送致する権限を有し、同委員会が資金洗浄防止取締事務局に関税局審査の資産押収を審査するよう送致する。

第一三項

資金洗浄防止取締事務局に関税局審査の資産押収を審査するよう送致しなければならない違反行為精査委員会は、根拠となる犯罪行為に該当する違反行為の審査報告情報を審査する権限を有する。違反があったと判断した場合、事実関係の詳細をまとめ、証拠と共に関税局に送付し、関税局は資産押収手続を審査するよう資金洗浄防止取締事務局に送付する。

仏暦二五四六年〔西暦二〇〇三年〕十一月二日布告

資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない違反行為の原則についての関税局命令第四六五ノ二五四六号

資産押収審査で資金洗浄防止取締事務局へ送致するにあたって、当該行為に係る法律問題への内閣法制委員会の解釈と一致する方向で、仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令第三条(七)に基づく根拠となる犯罪行為である仏暦二四六九年関税法令第二七条に基づく関税回避もしくは脱税に係る行為について、仏暦二四六九年関税法令に基づく租税回避もしくは脱税に係る違反行為も含めるために、

仏暦二四六九年関税法令第三条の内容に依拠して、以下のように資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない租税回避もしくは脱税行為を審査するに当たっての原則及び方向性を定める命令を制定する。

一、以下のいずれかの状況もしくは行為を有する関税回避もしくは脱税行為を、資産押収のために資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない犯罪であるとみなす。

一・一、国の経済、安全保障を徐々に破壊していく状態、及び社会もしくは民衆にとって危険な状態。すなわち犯罪行為の結果もしくは目的が国の経済または安全保障状況に影響を及ぼす、社会または民衆にとって危険である、国家全体に損害を与える状態。

一・一・一、国家全体に損害をもたらす国家経済を徐々に破壊する行為とは以下を意味する。

a、一〇〇万バツ以上の関税を失わせることになる、税関に対する輸入商品の原価を下回る価格の提示、もしくは売買商品価格の実際の売買価格を下回る価格での提示。このとき脱税のため虚偽の提示を故意にしたことが明らかである。

b、一〇〇万バツ以上の税額に影響する商品原産地の偽称。

c、国の名声に損害を及ぼす輸出入商品の種類、品質、標準の様態の偽称。

d、WTO、AFTA、FTAなどのような国際間の貿易上の合意による税特典を得るための不正。

一・一・二、国家安全保障に影響する、もしくは国際テロに係る形態における以下の商品の輸出入に係る不正を含めた国家安全保障にとって危険な商品。

a、武器、生物兵器、戦闘物資、爆発物、爆発物に利用される化学品など。

b、違法な麻薬、中毒物、もしくは麻薬製造に利用される原料。

c、国家、宗教、国王の衰退をもたらすその他の物。

一・一・三、以下の保健衛生または民衆の環境に損害をもたらす商品の輸出入を含む社会もしくは民衆にとって危険な商品。

a、劇薬

b、危険な化学品

c、汚染ごみ、放射性物質などのような危険物

d、国の公害及び自然環境にとって危険な物

一・二、係官の任務遂行に対する妨害行為。法律が定めた権限義務の範囲内で、及び嫌疑事由を提示し自分の身分を明らかにしての係官の誠実な任務遂行において、それが通常の任務もしくは特別な任務であっても、以下の行為は係官の任務遂行に対する妨害であるものとみなす。

一・二・一、係官、もしくは法律に基づき係官を支援しなければならない者と闘い、あるいは妨害し、係官の任務遂行をできなくさせる、または達成できなくさせる。

一・二・二、係官の任務遂行の障害となるように力もしくは武器を使って加害する、あるいは力、武器を使って加害すると脅迫する。

一・二・三、言葉または行為で脅す、力づくで係官に任務でない不当な遂行をさせる、あるいは任務に基づく遂行をさせない。

一・三、以下の行為により公務からの自己利益追求のために集団、群団の形態で、あるいは不当な権力を使って不正をなす。

一・三・一、係官に恐怖心を引き起こすために実力、権限、または力を使う。

一・三・二、国家権力及び公法に挑戦する行為。

一・四、以下の諸基準から優遇特典を得るための悪意を有していたと信じられる証拠がある、関税法及びその他の法律下に関税局の輸出振興基準からの利益を追求するための不当な、もしくは不正な税制上の優遇特典の利用。

一・四・一、仏暦二四六九年関税法令第八条の二に基づく保税倉庫による優遇特典の利用。

一・四・二、仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令に基づく輸出加工区による優遇特典の利用。

一・四・三、仏暦二五二〇年投資奨励法令に基づく投資奨励による優遇特典の利用。

一・四・四、仏暦二四六九年関税法令第一〇章の二に基づく免税区による優遇特典の利用。

二、公的部門が発見した違法行為が、先に掲げた内容以外の特殊な行為であると判断した場合、仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令に基づく違法行為の範疇にあると判断すれば、関税局はケースごとに審査する。

三、事務所、課もしくはそれと同等のレベルの公務機関の長は先項に定めたところに基づく犯罪行為の原則に該当するかどうか審査するために、その公務機関の長を委員長とし、五人の委員からなる委員会を一委員会設置する。委員会が当該原則に該当しないと判断した場合、事実関係をまとめ、月ごとに関税局に報告する。

審査の結果、当該犯罪行為が第一項及び第二項に基づく原則に該当すると判断した場合、関税局が設置した精査委員会での審査のため関税局に提出する。精査委員会は関税局、最高検察庁、法務省、国税局、内閣法制委員会、タイ国商業会議所、及びタイ国工業連盟の代表からなり、資産押収手続のために資金洗浄防止取締事務局に送致するかどうか審査する。

精査委員会の決定は最終的なものとする。

仏暦二五四七年一月一日施行

仏暦二五四六年十一月二日布告

資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない犯罪行為の精査委員会設置についての関税局命令第四六六ノ二五四六号

(前文省略)

一、以下の者から構成される「資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない犯罪行為の精査委員会(コーコーポーゴー)」を設置する。

1、関税局長 委員長

2、関税局次長 副委員長

3、最高検察庁代表 委員

- 4、法務省代表 委員
- 5、国税局長 委員
- 6、内閣法制委員会事務局代表 委員
- 7、タイ国商業会議所代表 委員
- 8、タイ国工業連盟代表 委員
- 9、(関税局)運営・人材開発事務所長 委員
- 10、(関税局)法律事務所長 委員
- 11、(関税局)調査・取締事務所長 委員兼書記
- 12、関税検査事務所長 委員兼書記補

二、当該委員会は仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令第三条(五)、(七)に基づく根拠となる犯罪に該当する違法行為の審査報告を精査する義務を有し、当該根拠犯罪が事実である場合、資産押収手続のために資金洗浄防止取締事務局に送致する。

精査委員会の決定は最終的なものとする。

仏暦二五四七年一月一日施行

仏暦二五四六年十一月二一日布告

資産押収審査のために資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない税関職員の犯罪行為についての関税局命令第四六七ノ二五四六号

(前文省略)

一、税関職員の以下の行為は、仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令第三条(五)の「根拠となる犯罪(クワームピット・ムーンターン)」の定義に基づく違法行為であるとみなす。

- 一・一、自己または他者のために悪意をもって、輸入者、輸出者、税関ブローカー(トアテーン・オーク・コーン)、もしくはいずれかの者に他の利得を要求する、あるいはそうした利得を得た。
- 一・二、国に損害を及ぼす納税回避もしくは脱税をもたらす職務遂行または怠業。
- 一・三、国家財政に係る背任。
- 一・四、公共資産の調達雇用に係る背任。

二、当該行為が税関職員の不正な、もしくは悪意の行為、支援、助力、職務遂行、怠業によって生じたことが明白であれば、副局長級の監督者、事務所、課あるいはそれと同等の機関の長は、財産押収で資金洗浄防止取締事務局に送致しなければならない違法行為の精査委員会(コーコーポーゴ)に送致するために、これを審査し見解を関税局に提出する。

仏暦二五四七年一月一日施行

仏暦二五四六年十一月二一日布告

(おわり)